

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8201-1:2020

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－第 1 部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.1 7.1.1 7.1.3	箇条7 構造及び性能に関する要求事項 7.1 構造に関する要求事項 7.1.1 一般 エンクロージャをもつ装置は、そのエンクロージャが一体形又は一体形でないかにかかわらず、通常の使用の間に発生するストレスに耐える設計及び構造でなければならない。 7.1.3 通電部及び接続 通電部は、通常使用に対し、必要な機械的強度及び通電容量をもたなければならない。	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4 4.3 4.3.1.2 4.3.5.1 4.3.5.3	箇条4 特性 4.3 主回路の定格値及び限界値 4.3.1.2 定格絶縁電圧 定格使用電圧の最大値は、定格絶縁電圧の最大値を超えてはならない。 4.3.5.1 モータ開閉過負荷耐容量 モータの開閉を目的としている装置は、通常速度までのモータの加速、及び過負荷動作による熱応力に耐えなければならない。 4.3.5.3 定格遮断容量 装置は、定格遮断容量までの電流値を遮断できる能力をも	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8201-1:2020

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－第1部：通則

<p>第二条 第2項 続き</p>				<p>箇条7 7.1 7.1.6.2 7.1.7.1 7.1.8.3 7.1.10.2 7.1.11.1</p>	<p>たなければならない。</p> <p>箇条7</p> <p>7.1 構造に関する要求事項</p> <p>7.1.6.2 操作部による表示</p> <p>接点の位置を示す手段に操作部も用いる場合、引き外したとき、可動接点に対応する位置に自動的に移動又は停止しなければならない。</p> <p>7.1.7.1 追加構造要求</p> <p>断路に適した装置は、開路位置において、断路機能を満足するのに必要な要求事項による断路距離をもたなければならない。</p> <p>7.1.8.3 接続</p> <p>外部導体への接続端子は、据付け時に容易に接続できなければならない。</p> <p>7.1.10.2 保護接地端子</p> <p>保護接地端子は、取り扱いやすく、また、接地電極又は保護導体への装置の接続がカバー又は取外し可能な部品を外すときにも、保持できるように配置しなければならない。</p> <p>7.1.11.1 設計</p> <p>エンクロージャの取外し可能な金属部品は、装置の動作又は振動の影響のため偶発的に緩んだり外れたりしないように固定部に確実に固定しなければならない。</p>	
---------------------------	--	--	--	--	--	--

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8201-1:2020

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－第1部：通則

<p>第 二 条 第 2 項 続 ぎ</p>				<p>7.2 7.2.1.3 7.2.1.4</p>	<p>7.2 性能に関する要求事項 7.2.1.3 不足電圧リレー及び引外し装置の動作範囲 不足電圧リレー又は引外し装置は、開閉機器に装着している場合、規定の定格電圧範囲内で装置を開路できなければならない。 7.2.1.4 電圧引外し装置の動作範囲 開路用電圧引外し装置は、引外し動作中に計測した電圧引外し装置の電源電圧が定格制御回路電源電圧の規定の範囲内にあつて、また、交流の場合には定格周波数であるとき、装置のあらゆる動作条件の下で引外しができなければならない。</p>	
<p>第 三 条 第 1 項</p>	<p>安全機能を有する設計等</p>	<p>電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。</p>	<p>■該当 □非該当</p>	<p>箇条7 7.1 7.1.9</p>	<p>箇条7 構造及び性能に関する要求事項 7.1 構造に関する要求事項 7.1.9 中性極付装置の追加要求事項 開閉する中性極は、ほかの極より前に開路してはならず、ほかの極より後に閉路してはならない。</p>	
<p>第 三 条 第 2 項</p>	<p>安全機能を有する設計等</p>	<p>電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。</p>	<p>■該当 □非該当</p>	<p>箇条5 5.3 箇条7 7.1</p>	<p>箇条5 商品情報 5.3 取付け、操作及び保守に関わる指示 製造業者は、操作中及び故障後の装置の設置、操作及び保守に対する条件がある場合、文書又はカタログに明記しなければならない。 箇条7 構造及び性能に関する要求事項 7.1 構造に関する要求事項</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8201-1:2020

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－第1部：通則

<p>第三条 第2項 続き</p>				<p>7.1.6.1 7.1.9</p>	<p>7.1.6.1 表示手段 装置が開路位置及び閉路位置の表示手段をもつ場合、明確にこれらの位置を表示しなければならない。</p> <p>7.1.9 中性極付装置の追加要求事項 装置が中性点だけに接続するように意図した極をもつ場合、この極は、規定の文字を用いて、明確に表示しなければならない。</p>	
<p>第四条</p>	<p>供用期間中における安全機能の維持</p>	<p>電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>該当 <input type="checkbox"/>非該当</p>	<p>箇条7 7.2 7.2.4.1 箇条8 8.2.5</p>	<p>箇条7 構造及び性能に関する要求事項</p> <p>7.2 性能に関する要求事項</p> <p>7.2.4.1 投入及び遮断容量 装置には、個別規格で規定する使用負荷種別で、かつ、この定格において指定する動作回数の条件の下で、負荷電流及び過負荷電流を損傷しないで投入及び遮断できる能力がなければならない。</p> <p>箇条8 試験</p> <p>8.2.5 断路に適した装置の主接点位置表示の有効性の検証 主接点位置表示の有効性の検証のために、全ての接点位置表示は、を行った後も、適切な機能を維持しなければならない。</p>	
<p>第五条</p>	<p>使用者及び使用場所を考慮した安全設計</p>	<p>電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされ</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/>該当 <input type="checkbox"/>非該当</p>	<p>箇条6 6.1</p>	<p>箇条6 標準使用、取付け及び輸送条件</p> <p>6.1 標準使用条件 この規格に適合する装置は、周囲温度、湿度等が規定の状態の下での動作が可能でなければならない。</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8201-1:2020

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－第1部：通則

		ているものとする。		箇条7 7.1 7.1.10.2	箇条7 構造及び性能に関する要求事項 7.1 構造に関する要求事項 7.1.10.2 保護接地端子 保護接地端子は、さびに対して適切に保護しなければならない。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.1 7.1.3 7.1.4.2 7.1.4.3	箇条7 構造及び性能に関する要求事項 7.1 構造に関する要求事項 7.1.3 通電部及び接続 電氣的接続における接触圧力は、セラミックス又は適合した特性をもつ材料以外の絶縁材料を介して加えてはならない。 7.1.4.2 沿面距離に対する絶縁バリア 沿面距離の規定値に適合させるための絶縁バリアとして、固体絶縁物を用いる場合、その材料は、規定する燃焼性試験の要求事項に適合しなければならない。 7.1.4.3 空間距離に対する絶縁バリア 空間距離の規定値に適合させるための絶縁バリアの材料は、規定した要求に適合しなければならない。	
第七条 第1号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.1 7.1.1	箇条7 構造及び性能に関する要求事項 7.1 構造に関する要求事項 7.1.1 一般 エンクロージャをもつ装置は、そのエンクロージャが一体形又は一体形でないかにかかわらず、通常の使用の間に発	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8201-1:2020

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－第1部：通則

		保護すること。			生ずるストレスに耐える設計及び構造でなければならない。
第七 条 第2号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.1 7.1.10.1 7.1.10.2 7.1.11.1	箇条7 構造及び性能に関する要求事項 7.1 構造に関する要求事項 7.1.10.1 構造に関する要求事項 露出導電部は、電氣的に相互接続し、かつ、接地電極又は外部保護導体に接続するための保護接地端子に接続しなければならない。 7.1.10.2 保護接地端子 導電性構造物、エンクロージャなどをもつ装置の場合、必要に応じて、装置の露出導電部と接続導体の金属シースとの間で、導通を確実にする手段を講じなければならない。 7.1.11.1 設計 金属のエンクロージャの固定部は、装置のほかの露出導電部と電氣的に接続して、それらを接地するか又は保護導体の端子へ接続しなければならない。 エンクロージャの取外し可能な金属部品は、定位置に配置しているときには、いかなる事情にかかわらず、接地端子を接続する部品から絶縁してはならない。
第八 条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.1 7.1.5.1	箇条7 構造及び性能に関する要求事項 7.1 構造に関する要求事項 7.1.5.1 絶縁 装置の操作部は、充電部から絶縁しなければならない。

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8201-1:2020

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－第1部：通則

<p>第 八 条 続き</p>				<p>7.2</p> <p>7.2.3</p> <p>7.2.3.1</p> <p>箇条8</p> <p>8.3</p> <p>8.3.4.1.7</p> <p>附属書N</p> <p>N.3</p> <p>N.3.2.1</p>	<p>7.2 性能に関する要求事項</p> <p>7.2.3 耐電圧性能 装置は、次に耐える性能をもたなければならない。 － 定格インパルス耐電圧 － 商用周波耐電圧、等</p> <p>7.2.3.1 インパルス耐電圧 a) 主回路 充電部と接地用部品との間、及び極間の空間距離に、規定する定格インパルス耐電圧に応じた試験電圧を加えた場合、これに耐えなければならない。 b) 補助回路及び制御回路 主回路から直接動作する補助回路及び制御回路の充電部と接地用部品との間、及び極間の空間距離に、定格インパルス耐電圧に耐えなければならない。</p> <p>箇条8 試験</p> <p>8.3 性能</p> <p>8.3.4.1.7 短絡投入及び遮断試験における機器の挙動 電極相互間及び電極とフレームとの間で、アーク及びフラッシュオーバーが生じてはならない。</p> <p>附属書N 保護分離をもつ装置に対する要求事項及び試験</p> <p>N.3 要求事項</p> <p>N.3.2.1 沿面距離 機器のSELV (PELV) 回路とその他の回路との間の沿面距</p>
---------------------	--	--	--	---	--

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8201-1:2020

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－第1部：通則

				N.3.2.2	<p>離は、最大定格電圧値をもつ回路の電圧に相当する基礎絶縁の2倍以上でなければならない。</p> <p>N.3.2.2 空間距離</p> <p>機器のSELV (PELV) 回路とその他の回路との間の空間距離は、定格インパルス耐電圧に耐える距離でなければならない。</p>	
第九 条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.1 7.1.2.1	箇条7 構造及び性能に関する要求事項 7.1 構造に関する要求事項 7.1.2.1 材料の一般要求事項 絶縁材料の部品は、装置内で電氣的影響による熱ストレスを受ける場合、異常過熱及び火災によって悪影響を受けてはならない。	
第十 条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.2 7.2.2.2	箇条7 構造及び性能に関する要求事項 7.2 性能に関する要求事項 7.2.2.2 アクセスできる部品 つまむ、握るなどによって手動で操作する部分、等の温度上昇は、規定する値を超えてはならない。	
第十一 条第1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.1 7.1.8.1	箇条7 構造及び性能に関する要求事項 7.1 構造に関する要求事項 7.1.8.1 構造的な要求 規定の締め付け試験において、導体又は端子のいずれも有害な損傷を受けてはならない。	
第十一 条	機械的危険源に	2 電気用品には、通常起こり得る外部から	<input checked="" type="checkbox"/> 該当	箇条7	箇条7 構造及び性能に関する要求事項	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8201-1:2020

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－第1部：通則

条第2項	よる危害の防止	の機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input type="checkbox"/> 非該当	7.1 7.1.3 箇条8 8.2 8.2.4.2 8.2.7.1 8.2.7.2 8.2.7.3	7.1 構造に関する要求事項 7.1.3 通電部及び接続 通電部は、通常使用に対し、必要な機械的強度をもたなければならない。 箇条8 試験 8.2 構造に関する要求事項に対する適合性 8.2.4.2 端子の機械的強度の試験 規定の機械的強度の試験中、締付具及び端子部には、緩みが生じてはならない。また、損傷が発生してはならない。 8.2.7.1 引張試験 規定の引張試験後、入口に関する電線管の位置ずれは、深さより少なく、また、エンクロージャの継続使用を損なうような損傷があってはならない。 8.2.7.2 曲げ試験 規定の曲げ試験後、エンクロージャの継続使用を損なうような明らかな損傷があってはならない。 8.2.7.3 トルク試験 規定のトルク試験後、電線管を緩めることができなければならない。また、エンクロージャの継続使用を損なうような明らかな損傷があってはならない。	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるお	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.1 7.1.2.1	箇条7 構造及び性能に関する要求事項 7.1 構造に関する要求事項 7.1.2.1 材料の一般要求事項	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8201-1:2020

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－第1部：通則

		それがないものとする。			絶縁材料の部品は、装置内で電氣的影響による熱ストレスを受ける場合、悪影響を受けてはならない。	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当		—	一般的に、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が外部に発生しないため、非該当が妥当と考える。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.1 7.1.1	箇条7 構造及び性能に関する要求事項 7.1 構造に関する要求事項 7.1.1 一般 エンクロージャをもつ装置は、そのエンクロージャが一体形又は一体形でないかにかかわらず、通常の使用の間に発生するストレスに耐える設計及び構造でなければならない。	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.1 7.1.7.3	箇条7 構造及び性能に関する要求事項 7.1 構造に関する要求事項 7.1.7.3 開路位置でパドロックする手段をもつ装置に対する追加要求 ロック手段は、取り付ける専用パドロックとともに取り外すことがないような構造でなければならない。	
第十五	始動、再始動及	電気用品は、動作が中断し、又は停止したと	<input checked="" type="checkbox"/> 該当	箇条7	箇条7 構造及び性能に関する要求事項	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8201-1:2020

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－第1部：通則

条第2項	び停止による危害の防止	きは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 非該当	7.1 7.1.7.3	7.1 構造に関する要求事項 7.1.7.3 開路位置でパドロックする手段をもつ装置に対する追加要求 ロック手段は、取り付ける専用パドロックとともに取り外すことがないような構造でなければならない。	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.1 7.1.7.3	箇条7 構造及び性能に関する要求事項 7.1 構造に関する要求事項 7.1.7.3 開路位置でパドロックする手段をもつ装置に対する追加要求 ロック手段は、取り付ける専用パドロックとともに取り外すことがないような構造でなければならない。	
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4 4.8 箇条7 7.1 7.1.8.2	箇条4 特性 4.8 短絡保護装置（SCPD）との協調 製造業者は、SCPDとの協調をする場合には、装置又は装置内で用いる短絡保護装置の形式又は特性、及び短絡保護装置を含めて指定した使用電圧で適合する最大推定短絡電流を示さなければならない。 箇条7 構造及び性能に関する要求事項 7.1 構造に関する要求事項 7.1.8.2 接続容量 開閉器の端子は、規定した公称断面積の電線を確実に接続できなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8201-1:2020

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－第1部：通則

第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.3 7.3.2.2	箇条7 構造及び性能に関する要求事項 7.3 電磁両立性 (EMC) 7.3.2.2 電子回路を搭載している装置 電子回路を搭載している装置は、電磁妨害に対して確実にイミュニティをもたなければならない。	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.3 7.3.3.2.1	箇条7 構造及び性能に関する要求事項 7.3 電磁両立性 (EMC) 7.3.3.2.1 高周波エミッションの限界 電子スイッチング回路を搭載する装置から発生する継続的な高周波エミッションは、CISPR11に基づき、個別規格で規定する限界を超えてはならない。	
第十九条	表示等 (一般)	電気用品は、安全に必要な情報及び使用上の注意 (家庭用品品質表示法 (昭和三十七年法律第百四号) によるものを除く。) を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条5 5.2 箇条7 7.1 7.1.6.1 7.1.9	箇条5 商品情報 5.2 表示 表示は消えにくく、かつ、容易に読めなければならない。 箇条7 構造及び性能に関する要求事項 7.1 構造に関する要求事項 7.1.6.1 表示手段 装置が開路位置及び閉路位置の表示手段をもつ場合、明確にこれらの位置を表示しなければならない。 赤は、ほかのいかなる押しボタンにも用いてはならない。 7.1.9 中性極付装置の追加要求事項 装置が中性点だけに接続するように意図した極をもつ場合、この極は、“N”の文字を用いて、明確に表示しなけ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8201-1:2020

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－第1部：通則

第十九条続き				7.1.10.3 附属書L L.1	<p>ればならない。</p> <p>7.1.10.3 保護接地端子の表示及び識別 保護接地端子は、規定の色、図等で明確に、恒久的に表示していなければならない。</p> <p>附属書L 端子表示及び識別数字 L.1 一般 製造業者が引き渡す開閉機器には、端子表示を行い、その表示は、明確でなければならない。</p>	
第二十条第1号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限る、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8201-1:2020

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－第1部：通則

		すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十条第2号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第3号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8201-1:2020

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－第1部：通則

第二十条第4号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用ものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	-	-	-
---------	------------------------	---	--	---	---	---